

「観光大使はまだ」派遣要項

【趣 旨】

第1条 この要項は、観光大使はまだ(以下、大使という)の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

【派遣等】

第2条 公的機関、一般社団法人浜田市観光協会(以下「観光協会」という)会員、その他これに類するところから派遣依頼があった場合、次のとおり対応する。

1. 行事内容、大使の用務等を審査の上、派遣の可否を決定し、依頼者に通知する。

【報酬】

第3条 派遣に伴う費用は、次のとおり基準を定める。

1. 支度金：別表の金額は依頼者の負担とする。
2. 服 装：依頼者がとくに和装、特別の服装を希望する場合は、その経費は依頼者の負担とする。
3. 送迎・旅費食事等：依頼者の負担とする。

【遵守事項】

第4条 大使の派遣の決定を受けた者(依頼者)は、観光大使はまだの意思を尊重し、その活動において品位を損なわないよう配慮しなければならない。

【委 任】

第5条 この要項に定めるもののほか、大使派遣に関して必要な事項は、観光協会会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

【別表】第3条に定める支度金(美容・メイク等)の額(一人当たり単価)

勤務地	日 数	支度金	備 考
市 内	一人一日	8,000 円	
	一人半日	5,000 円	
市 外	一人一日	10,000 円	